

平成 30(2018)年度第 2 回食品表示合同監視調査結果について(概要)

食品の表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し選択するための重要な情報源であり、食品の安全と消費者の信頼確保に重要な役割を担っています。

このため、県では、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（3期計画）」に基づき、8月及び12月を「栃木県食品表示適正強化月間」と定め、食品表示に係る関係機関が合同で、食品表示の監視指導を実施しました。

1 調査概要

- (1) 調査期間 平成 30(2018)年 12 月 1 日～12 月 25 日
- (2) 関係機関
国：農林水産省関東農政局栃木県拠点
県：保健福祉部生活衛生課、各健康福祉センター、暮らし安全安心課
市：宇都宮市保健所
- (3) 調査方法
「平成 30(2018)年度食品表示合同監視実施マニュアル」のとおり
- (4) 調査回数 10 回
各健康福祉センター、宇都宮市保健所ごとに 1 回から 3 回実施
1 回：県西、県東、宇都宮 2 回：県南、安足 3 回：県北
- (5) 調査店舗数 43 店舗

2 調査結果

調査した結果、偽装表示等の重大な違反はありませんでした。

なお、食品表示法、景品表示法等の記載漏れ等の不適事項については、改善指導をしました。

3 主な不適事項

<食品表示法>

○衛生事項

- ・製造者表示等の欠落（16 店舗）
- ・アレルギーの欠落又は誤記（11 店舗）
- ・保存方法の欠落又は誤記（13 店舗）

○品質事項

- ・原材料名の欠落又は誤記（20 店舗）
- ・原産地（原料原産地を含む）表示の欠落又は誤記（15 店舗）
- ・名称の欠落又は誤記（13 店舗）

○保健事項

- ・加工食品及び添加物における栄養成分表示の欠落（15 店舗）
- ・加工食品及び添加物における栄養成分表示の誤記（8 店舗）

<健康増進法>

- ・健康増進に関する虚偽・誇大表示（20 店舗）

<景品表示法>

- ・優良誤認（2 店舗）
- ・有利誤認（4 店舗）
- ・おとり広告（1 店舗）